

入退院時の連携に関わる主な診療報酬・介護報酬一覧

(注：加算の要件など詳細については、国の関連通知等をご確認ください。)

介護報酬

(ケアマネジャー側)

<居宅介護支援運営基準>

- ・居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係るケアマネジャーの氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

入院時情報連携加算（月1回を限度）

- ・入院医療機関の職員へ、利用者の必要な情報を提供（提供方法は問わない）。

Ⅰ 入院時情報連携加算（Ⅰ）250単位/月

- ・入院した日（入院の日以前に当該利用者に係る情報を提供した場合には当該情報を提供した日を含み、指定居宅介護支援事業所における運営規定に定める営業時間終了後に、又は運営規定に定める当該指定居宅支援事業所の営業日以外の日に入院した場合には当該入院した日の翌日を含む。）

Ⅱ 入院時情報連携加算（Ⅱ）200単位/月

- ・入院した日の翌日又は翌々日（Ⅰに規定する入院した日を除き、運営規定に定める当該指定居宅介護事業所の営業時間終了後に入院した場合で、当該入院した日から起算して3日目までが運営規定に定める当該指定居宅介護事業所の営業日以外の日に当たるときは、当該営業日以外の日の翌日を含む。）

退院・退所加算（入院又は入所期間中1回を限度）

- ・当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合。

	カンファレンス参加無	カンファレンス参加有
連携1回	(Ⅰ)イ 450単位	(Ⅰ)ロ 600単位
連携2回	(Ⅱ)イ 600単位	(Ⅱ)ロ 750単位
連携3回	—	(Ⅲ) 900単位

初回加算算定の際は、算定不可
カンファレンス参加有は1回以上参加のこと

退院時共同指導加算（訪問看護等）

- ・退院時共同指導を行った後に、初回の指定訪問看護を行った場合。

600単位（退院時1回に限り）

（特別な管理を必要とする利用者については2回）
初回加算算定の際は、算定不可

緊急時等居宅カンファレンス加算

- ・病院又は診療所の求めにより、医師又は看護師等とともに利用者宅でカンファレンスを行い、必要に応じて介護サービスの調整を行った場合。

200単位（1月に2回を限度とする）

入院

診療報酬（医療機関側）

入退院支援加算（退院時1回）

- ・退院困難者等を抽出し、入退院支援を行った場合に算定。

1：700点又は1,300点

2：190点又は635点

+ 地域連携診療計画加算（300点）

- ・他の保険医療機関及び介護サービス事業者等に診療情報を文書で提供した場合に算定。

+ 入院時支援加算（1：240点 2：200点）

- ・入院前に入院支援を実施した場合に算定。

+ 総合機能評価加算（50点）

- ・患者の日常生活能力・認知機能・意欲等の評価結果を踏まえ入退院支援を行った場合に算定。

+ 入院事前調整加算（200点）

- ・入院前に患者及びその家族、障害福祉サービス事業者等と事前に入院中の支援に必要な調整を行った場合に算定。

介護支援等連携指導料（400点：入院中2回）

- ・看護師、社会福祉士等が介護支援専門員又は相談支援専門員と共同して導入が望ましい介護サービス又は障害福祉サービス等や利用可能な介護サービス又は障害福祉サービス等について説明及び指導を行った場合に算定。

退院時共同指導料1（入院中1回）

- ・退院時共同指導料1又は2は、在宅療養担当医療機関の看護師等、理学療法士等と入院中の医療機関の看護師等、理学療法士等が共同して退院後の在宅療養での療養上必要な説明及び指導を文書により情報提供した場合に算定。

※厚生労働大臣が定める疾病等の患者については条件を満たした場合、当該入院中2回に限り算定できる。

1：在宅療養支援診療所の場合1500点

2：上記以外の場合900点

+ 特別指導管理加算（200点）

- ・厚生労働大臣が定める特別な管理を要する状態の患者に算定。

退院時共同指導料2（400点：入院中1回）

+（300点）※他機関共同指導加算と同時算定不可

- ・入院中の医療機関の保険医及び在宅療養担当医療機関の保険医と共同して指導を行った場合に算定。

+ 他機関共同指導加算（2,000点）

- ・入院中の医療機関の保険医、在宅療養担当医療機関の保険医及び相談支援専門員等のうち3者以上と共同して指導した場合に算定。

退院時リハビリテーション指導料（300点：退院時）

退院前訪問指導料（580点：入院中1回）

※入院後早期に退院前訪問指導の必要があると認められる場合は、2回算定可。

退院後訪問指導料（580点：退院後1月を限度とし5回）

+ 訪問看護同行加算（20点：退院後1回）

- ・保健師、助産師、看護師等と同行し必要な指導を行った場合に算定。

退院
退院後